

S M I 都心ライン自動運転技術等検討分科会規程（案）

（設置）

第 1 条 S M I 都心ライン等推進協議会規約第 1 2 条の規定に基づき、S M I 都心ライン自動運転技術等検討分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 この分科会は、S M I 都心ラインの導入や次世代モビリティの活用、C a a S（C i t y a s a S e r v i c e）の導入などに向けて、自動運転システムをはじめとした先進技術活用に関する事項について調査及び検討を行うことを目的に設置する。

（所掌事務）

第 3 条 分科会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) S M I 都心ラインに導入する自動運転システム等の先進技術活用に関すること。
- (2) 次世代モビリティの活用、C a a S の導入など、S M I 都心ラインの導入と一体で取り組むべき事項に関すること。

（分科会委員の構成）

第 4 条 分科会を構成する委員（以下、委員という。）は、協議会及び外部の学識経験を有する者の中から、協議会の会長が指名する。

（役員）

第 5 条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1 名
- (2) 分科副会長 1 名

（役員を選任）

第 6 条 分科会長は、委員の互選により選任する。

- 2 分科副会長は、委員のうちから会長が指名する。

（役員任期）

第 7 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第 8 条 分科会長は、分科会を代表し会務を総理する。

- 2 分科副会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 分科会の会議(以下、単に「会議」という。)は、必要に応じて分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

- 2 会議は、総委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(オブザーバー)

第10条 分科会はオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議の公開)

第11条 分科会の会議は、公開するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、分科会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

(協議結果の報告)

第12条 分科会長は分科会の協議結果について必要な事項は、SMI都心ライン等推進協議会に報告するものとする。

(庶務)

第13条 分科会の庶務は、堺市建築都市局都心未来創造部において処理する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営について必要な事項は分科会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年7月3日から施行する。